

バリアフリー改修住宅に係る固定資産税の減額措置の概要

(平成19年4月1日施行)

1 減額措置の対象

新築された日から10年以上を経過した住宅（貸家の用に供する部分を除く。）で、令和8年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅で、下記の要件を満たしている場合

※ 併用住宅の場合は居住部分が2分の1以上であること

(1) 居住者の要件（いずれかに該当していること。）

- ① 65歳以上のかた（改修工事完了日の属する年の翌年の1月1日現在の年齢）
- ② 要介護又は要支援認定を受けているかた（介護保険法第19条第1項又は第2項に該当するかた）
- ③ 障がいをお持ちのかた（地方税法施行令第7条各号に該当するかた）

(2) 対象となるバリアフリー改修工事

① 廊下の拡張工事

介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

② 階段の勾配を緩和する工事

階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

③ 浴室の改良工事で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
- ・ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
- ・ 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
- ・ 身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

④ 便所の改良工事で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
- ・ 便器を座便式のもの（和式→洋式）に取り替える工事
- ・ 座便式（洋式）の便器の座高を高くする工事

⑤ 手すりの取付け工事

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

⑥ 床の段差を解消する工事

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

⑦ 出入口の戸を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 開き戸を引き戸、折り戸等に取り替える工事
- ・ 開き戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
- ・ 戸に戸車その他の開閉を容易にする器具を設置する工事

⑧ 床の滑り止め化工事

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

(裏面へ続く)

(3) 改修工事費の要件

補助金等を除く自己負担額が1戸当たり50万円超のもの

(4) 床面積の要件

改修後の当該家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの

2 固定資産税の減税額

改修工事完了年の翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

※1 1戸当たり100㎡までが減額対象となります。

※2 併用住宅の場合は、居住部分のみが減額対象となります。

3 固定資産税減額申告書の提出について

(1) 提出期限

改修工事の完了日から3か月以内

※ 3か月以内に提出ができない場合は、申立書（その理由を記載）の提出が必要になります。やむを得ない特別な事情があると認められる場合のみ減額の対象となります。

(2) 申告に必要な書類

① バリアフリー改修住宅に係る固定資産税の減額申告書

② 上記1(1)の要件に該当することを証する書類（介護保険証、障害者手帳等）

③ バリアフリー改修に要した費用を証する書類

（工事請負契約書、工事見積書、領収書の写し、補助金等の額を証する書類等）

④ 工事写真（改修前及び改修後）、改修箇所・改修内容がわかる平面図等

⑤ その他市長が必要と認める書類

※ 上記④の工事写真については、建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関等による証明で代替可

【問い合わせ先】

尾張旭市役所 税務課家屋償却係

0561-76-8119（直通）